

第二 統計諸表にたいする注

1 統計諸表にあらわされている諸項目の推計方法については、昭和5年～26年の期間では、「日本経済と国民所得」(経済審議庁国民所得課編—29年3月)昭和27年は「28年度国民所得報告」(経済審議庁、29年11月)、28年、29年はこの報告を参照されたい。

なお、昭和29年度の推計に際して、28暦年、年度について農林水以外の勤労所得及び農業個人業主所得を改訂したので、27年から28年にかけての動きにかんしては若干の問題をのこしている。

2 統計諸表の計数は昭和5年～19年は暦年、昭和21年～25年は年度、26年以降は暦年及び年度の両者をあらわしている。

これらの諸表についての注意すべき点をつぎに摘記しておく。

(a) 第一表 産業別国民所得とは

分配国民所得の各項目を産業別に組みかえて得たものであつて、産業部門別附加価値をあらわす、なおこの産業分類は「日本標準産業分類」によつている。本表中、「不動産業」は個人賃貸料所得(ただし田畠小作料は農業に入る)を含む。

「サービス業」は家事使用人の給与を含む。

「公務」は軍人、自衛隊員、駐留軍関係非現業労務者等の給与を含む。

(b) 第二表 分配国民所得とは

一国内の居住者(個人のみならず法人や政府企業を含む)の一定期間内における生産活動によつて発生し、生産諸要素に帰属する現金及び現物の所得の総額のことである。本表中

「勤労所得」は賃金俸給所得とその他の被傭者報酬とからなる。

「個人業主所得」は個人企業がその事業(兼業もふくむ)を運営してえた所得であつて、勤労者の内職事業所得もここに計上されている。

「個人賃貸料所得」は、田畠小作料、宅地地代、家賃所得、及び「その他」からなり、自家消費用宅地及び家屋から発生するとみなされる所得もここに計上されている。(自己所有自家生産用の分は個人業主所得にふくらめる)なお、右の「その他」には個人所有の営業権、特許権、著作権、などの無体財産の使用料が計上されている。

「個人利子所得」は個人が受取る貨幣利子及び帰属利子からなる。ただし帰属利

子は現実に受取るのではなく、理論的に個人に帰属するものとみなされる利子のことである。

「法人所得」は普通法人ならびに特殊法人等の所得に日本銀行等の国庫納付金を加算したものである。

「官公事業剰余等」は官公事業剰余と政府の受取る賃貸料及び利子の純収入からなる。

「海外からの純所得」は利子配当等の海外からの受取から海外への支払を差引いたものである。

(iv) 第三表 国民総支出とは

一国の居住者が生産活動によつて一定期間に生産したすべての財貨サービスの生産物を二重計算をさけて集計したもの、すなわち国民生産費を、各経済主体がその所得等によつて購入するために支出した面でとらえたものである。本表中

「個人消費支出」は個人及び非営利団体(個人にサービスを提供するものに限る)の財貨とサービスに対する支出であつて、飲食費、被服費、光熱費、住居費、雑費(金融機関等の帰属サービスと本邦人海外純消費を含む)からなる。

「国内民間総資本形成」は政府を除く国内民間企業の投資であつて、個入住宅建設、法人及び個人企業の生産者耐久施設、同在庫増加よりなる。なお「在庫増加」は概ね企業の簿価によつて評価されている。

「経常海外余剰」は海外に対する財貨サービスや所得の受払差額である。

「政府の財貨とサービス購入」は中央及び地方政府の両者について推計され、政府の消費及び投資目的のための財貨サービス購入をあらわしている。

(v) 第四表 国民所得と支出の勘定は

わが国の居住者の経済活動によつて1ヶ年間に生産された国民総生産の費用(国民総生産費)と支出(国民総支出)の形態を要約して示したものである。又本表は国民経済計算の総括勘定として第五表～第八表を総合したものである。

「誤差と脱漏」は国民所得と調整項目の合計と国民総支出との差額である。

なおこの表の国民総支出における、国内総資本形成は政府及び国内の民間企業の投資であつて政府は一般政府と政府企業の投資にわけられている。

「政府の財貨とサービス購入」は中央及び地方政府の両者の消費目的のための財貨サービス購入をあらわしている。

(vi) 第五表 個人所得とその処分の勘定は

個人が受取つた所得とその支出形態を示したものである。

「個人貯蓄」は「個人所得」から「個人消費支出」と「個人税及び税外負担」及び「海外への純送金」とを差引いた残額である。

「勤労所得」及び「個人業主所得」の計数はここでは受取額であつて、勤労所得については第二表の「発生額」から社会保険能主及び被傭者負担分を控除したものであり、個人業主所得については、同じ第二表のその「発生額」から国民健康保険負担金を控除したものである。

「振替所得」は個人が経済活動の対価としてではなく無償で受取る所得であつて、ここには政府から個人にたいし支払われる恩給年金、生活保護関係の救済金、社会保険からの給付金、退職手当、赤字公債利子、等が含まれている。

「可処分所得」は「個人所得」から「個人税及び税外負担」を差引いたものである。

(vii) 第六表 財政収支の勘定は

中央及び地方政府の財政収支勘定を総合したものである。その支出側の「政府の財貨とサービス経常購入」は(4)で「振替支出」は(4)で説明したとおりであるが、

「補助金」の最近年次の例としては輸入食糧価格調整補給金等の価格調整費、損失補償費等があげられる。

「海外に対する純支出」は政府が海外への資本贈与(終戦処理費、円拠防衛分担金等)から海外から受けた資本贈与(ガリオアによる輸入物資見合額等)を差引いたものである。

「政府経常余剰」は個人貯蓄、法人留保等他の経済主体の貯蓄とともに政府の直接投資や民間総資本形成の源泉となるものである。

収入側の「個人税及び税外負担」は個人税としては所得税、相続税及び富裕税等を計上し税外負担には免許及び手数料、懲罰及び没収金、弁償及び違約金等のうち個人分が含まれている。

「法人税及び税外負担」は法人税、市町村民税、(法人分)等の諸税、日本銀行、公團等の納付金、使用料、手数料、その他が含まれる。

「間接事業税」は中央財政における酒税、砂糖消費税、物品税、通行税、關稅等の諸税ならびに税外負担として印紙収入、専売益金と地方財政における事業税、入

場税、遊興飲食税等からなる。

「官公事業剩余等」については(イ)を参照。

「社会保険にたいする負担」は雇主負担分と被傭者負担分とからなる。

(イ) 第七表 海外収支の勘定は

わが国に居住する個人、企業及び政府の各経済主体の海外との経常取引面を総合したものである。表中、外国の受取側の経常海外余剰は経常勘定の収支差であつて、これは国民総支出の一部を構成する。しかしこの項目は通常の国際收支差とは異なる。

本表中、「財貨サービスの輸入」の「商品」の中には米国の対日援助物資を含む。「政府」に従来含まれていた国際機関への分担金は贈与とみなされ「資本純贈与」におきかえられている。

「その他」にはサービスの対価として、貿易附帯費用、海運通信関係費用、保険料等があくまれる。

「本邦人海外純消費」は本邦人の海外旅行費用と外国人の本邦における旅行費用との差額であるが、在外外交団の経費の純額を政府項目からこの項目におきかえている。

外国の支払側の「商品」は日本の一般輸出に非貨幣用金の純額（受払差額）を加えたものである。

「政府」には終戦処理費及び日本側防衛支出金等があくまれている。

「その他」は受取側の「その他」に準ずる。

日本への「海外からの純所得」の支払は(ロ)参照。なお「国際收支差」は「個人送金純受取」及び「資本純贈与」を「海外経常余剰」に加算したものである。

(ロ) 第八表 総貯蓄と総資本形成の勘定は

1ヶ年間における国民経済の活動によつて蓄積された資本とその源泉を示すものである。すなわち、法人留保、法人及び個人企業の行つた資本減耗引当、個人貯蓄ならびに政府経常余剰を合計した総貯蓄（但し、国際収支差を控除）と、国内における総資本形成の関係を明らかにしたものである。

本表中、「政府総資本形成」は政府の資本的支出であつて、中央及び地方財政における機械、装置、建物、その他建造物及び干拓、水害防止その他防災、資源開発等に対する支出企業特別会計及び公企業の資本的支出（生産設備及び在庫品変動）

からなる。

「資本減耗引当」は減価償却費と資本偶発損とを含み、前者は官公企業、個人、法人企業及び個人住宅について計上、後者は損害保険の正味支払保険金、責任準備金等の増加と国営林の森林火災保険の支払保険金からなる。

「民間総資本形成」は個人住宅建設、法人及び個人企業の生産者耐久施設、同在庫品增加よりなつていて。

3 「日本経済と国民所得」（昭和5年～27年）において採用していた概念用語と「昭和26年度国民所得」（昭和27暦年及び年度）以降のそれとは若干異つた面があるので、両者はそのままでは直ちには連絡しない点もあるので、ほぼ連絡できるようによつたが、右は概念用語の変更にともなつて計数の推計可能のものに限定し、計数をえるためにかなりの困難を伴うものについては、今後の検討をまつことにした。

これらの主要点について、昭和5年～26年の概念用語計数について改訂をしたもののは次のとくである。

イ 国民総支出の推計では、政府の財貨サービスの購入から円払防衛分担金、終戦処理費、安全保障費等を控除したので、その分だけ経常海外余剰（今までこれを海外純投資とよんでいた）が従来よりふえる結果となつた。

ロ 国民経済計算の関係では、その方式はほぼ従来どおりであるが、今回、財政勘定、個人勘定の支払側にそれぞれ海外贈与、海外への純送金という一方的移転支出項目をあらたにたてたが、これらの項目は当然海外勘定にあらわれるため、従来貯蓄投資勘定の貯蓄側に計上されていた経常海外余剰（従来は海外純投資として控除項目となつていていた）は国際收支差にあらためることとした。

なお先にのべたごとく基礎資料等の制約から、今直ちに26年以前のものについて「昭和26年度国民所得報告」のものと同じように改訂することが困難なものをかかげると次の通りである。（ただし、これらのものは計数的にみれば概念用語推計方法をかえても全体としてみれば比重の小さいものと思われるので、時系列比較には一応支障はないと考えられるが、今後これらの点については検討することとしている。）

イ 分配国民所得関係

(I) 「政府及び消費者の負債利子」は26年度以前では推計されていない、ただし右のうち、赤字公債利子については、一部官公事業剩余、個人利子所得など

からそれぞれ見合分が控除されている。

- (II) 地方自治団体の公営事業は、基礎資料の関係で26年度以前は推計されていない。
- (III) 個人賃貸料所得には26年度以前の計数に「その他」〔個人が無体財産権(特許権、営業権など)を所有し、これを他に賃貸することによつてえる所得〕の項目はふくめられていない。
- (IV) 勤労所得の重役俸給、日雇の賃金、個人賃貸料の宅地地代家賃所得及び法人所得の26年度以前の推計方法は従来のままである。
- 国民総支出の個人消費支出は27年度以降推計方法を若干変更したが、26年度以前では従来のままにしてある。

付録 2 昭和28年県民所得統計

・ は し が き

昭和24年3月統計委員会と経済安定本部との共編になる「県民所得推計試案」が発表されて以来、年を重ねるにしたがつて県民所得統計の重要性が各府県当局によつて認識されて、現在では別表の実施状況表にみられる如く、殆んど全国的にその推計が行われている。この間各府県当局の並々ならぬ努力によつてその成果も極めて顕著な進歩をとげつつある。県民所得統計がこのように全国的に整備されつつある情勢にかんがみて、各府県の経済やその経済構造を相互に比較したり、国民所得の地域別分析を行うために県民所得統計を本格的に利用しようという気運も各方面から強まりつつある。

このような要請にかんがみて、昭和30年10月末日までに国民所得課で入手した各府県の公表計数をとりまとめて、付録としてかかげることとした。

第一表 県民所得各系

区分 県別	1. 県内生産所得					2. 県民個人所得		
	A 26年	B 27年	C 28年	B/A	C/B	A 26年	B 27年	C 28年
1北海道	-	-	331,928	-	-	237,441	275,853	317,954
2青森	48,126	56,356	66,759	117.1	118.4	46,426	53,985	63,363
3岩手	45,536	58,239	66,508	127.9	114.2	46,513	53,129	64,085
4宮城	69,378	77,812	83,020	112.2	106.7	66,001	74,900	81,388
5秋田	51,303	59,667	70,844	116.3	118.7	-	56,175	67,037
6山形	54,381	65,419	72,691	120.3	111.1	-	64,022	70,262
7福島	80,162	-	106,659	-	-	73,235	-	102,398
8新潟	-	-	-	-	-	-	116,184	130,820
9富山	78,341	-	-	-	-	-	-	-
10砺波	-	-	-	-	-	63,506	73,352	75,469
11群馬	-	-	-	-	-	-	-	-
12埼玉	-	-	-	-	-	-	-	-
13千葉	82,554	92,464	108,651	112.0	117.5	82,324	96,257	112,601
14東京	-	-	-	-	-	430,487	556,947	678,502
15神奈川	-	-	-	-	-	151,318	178,844	219,811
16山梨	-	-	-	-	-	29,653	34,784	40,669
17長野	-	-	-	-	-	77,720	90,153	97,850
18静岡	-	-	-	-	-	111,857	140,600	176,412
19富山	53,626	59,776	69,969	111.4	117.0	47,274	56,403	61,056
20石川	40,862	44,404	-	108.7	-	39,109	43,213	-
21岐阜	65,884	72,621	82,570	110.2	113.8	59,395	70,776	79,998
22愛知	-	-	311,156	-	-	185,805	229,109	282,011
23三重	-	84,358	102,377	-	121.4	59,619	75,764	84,980
24福井	33,523	36,879	41,521	110.0	112.5	32,126	37,931	41,055
25滋賀	39,005	42,440	48,109	108.8	113.4	36,264	41,324	47,531
26京都	-	-	-	-	-	-	-	-
27大阪	-	-	-	-	-	266,270	349,007	403,112
28兵庫	219,117	268,444	335,046	122.5	124.8	191,733	234,008	297,696
29奈良	31,563	37,061	40,726	117.5	109.9	31,470	37,468	42,076
30和歌山	45,681	57,132	-	125.1	-	45,486	56,469	-
31鳥取	20,393	26,554	33,012	130.2	124.3	-	-	-
32島根	-	-	-	-	-	32,221	40,879	48,673
33岡山	63,602	-	-	-	-	-	-	-
34広島	87,935	-	-	-	-	87,616	-	-
35山口	82,016	97,833	-	119.2	-	71,566	91,309	-
36徳島	-	38,520	44,154	-	114.6	-	37,719	43,738
37香川	48,887	57,231	69,621	117.1	121.6	43,698	52,807	63,873
38愛媛	67,539	78,321	92,949	116.0	118.7	62,597	75,619	87,937
39高知	32,159	42,449	51,922	132.0	122.3	27,648	36,834	45,102
40福岡	-	-	307,170	-	-	175,332	239,255	271,875
41佐賀	41,848	47,583	52,062	113.7	109.4	39,163	43,996	50,224
42長崎	67,023	81,028	95,079	120.9	117.3	67,037	79,747	94,120
43熊本	64,062	79,223	91,857	123.7	115.9	60,107	77,379	90,935
44大分	51,218	63,998	75,909	125.0	118.6	50,635	64,383	-
45宮崎	49,018	54,317	66,572	110.8	122.6	36,552	48,111	57,814
46鹿児島	49,548	64,187	71,683	129.5	111.7	51,841	65,220	74,020
国民所得	-	-	-	-	-	3,844,449	4,669,082	5,390,502

列別総括表

(単位: 100万円)

得 B/A C/B	3. 県民分配所得					県民1人平均所得 28年		国民所得に 対する比 円
	A 26年	B 27年	C 28年	B/A	C/B	28年		
161.8 115.3	239,445	280,995	319,144	117.4	113.6	70,100		105.8
116.3 117.4	46,088	53,664	63,187	116.4	117.8	47,155		71.2
114.2 120.6	46,499	52,872	63,795	113.7	120.7	45,143		68.2
113.5 108.7	68,458	76,348	82,528	111.5	108.1	48,718		73.6
- 119.3	47,536	56,158	66,380	118.1	118.2	50,245		75.9
- 109.7	50,334	62,869	69,092	124.9	109.9	-		-
-	75,180	-	102,439	-	-	-		-
- 112.4	103,739	116,689	130,930	112.4	112.2	52,181		78.8
-	-	-	-	-	-	48,881		73.8
115.5 102.9	-	-	-	-	-	-		-
-	-	-	-	-	-	-		-
116.9 120.9	-	-	113,979	-	-	-		-
129.4 121.8	510,838	631,416	787,446	123.6	124.7	107,055		161.6
118.2 122.9	158,935	189,890	231,850	119.5	122.1	84,401		127.4
117.3 116.9	-	-	-	-	-	50,545		76.3
116.0 108.5	78,702	89,867	97,528	114.2	108.5	48,116		72.6
125.7 125.4	-	-	-	-	-	68,598		103.6
119.3 108.3	47,847	55,909	60,647	116.8	108.5	59,628		90.0
110.5 -	-	-	-	-	-	-		-
119.2 111.6	60,301	71,129	80,566	118.0	113.3	51,102		77.2
123.3 123.1	201,356	241,889	297,180	120.1	122.9	81,688		123.3
127.1 112.2	-	84,508	102,377	116.7	121.1	69,502		104.9
118.0 108.2	32,966	38,480	41,329	116.7	107.4	55,201		83.3
114.0 115.0	36,692	41,264	47,349	112.5	114.7	54,925		82.9
131.1 115.9	339,746	394,975	461,325	116.3	116.8	105,130		158.7
122.0 127.2	219,139	255,506	325,531	116.6	127.4	91,087		137.5
119.1 112.3	32,163	38,124	43,075	118.5	113.0	55,795		84.2
124.1 -	46,209	56,721	62,711	-	-	-		-
-	20,388	25,072	30,570	123.0	121.9	50,542		76.3
126.9 119.1	32,066	40,148	48,091	125.2	119.8	52,392		79.1
-	66,186	-	-	-	-	-		-
-	88,511	-	-	-	-	-		-
127.6 -	79,612	96,314	-	120.9	-	-		-
- 116.0	-	-	42,813	-	-	50,175		75.8
120.8 121.0	43,894	52,998	64,090	120.7	120.9	68,193		103.0
120.6 116.3	62,863	76,028	87,828	120.9	115.5	57,062		86.2
133.2 122.4	27,938	36,374	44,239	130.2	121.6	50,122		75.7
136.5 113.6	186,959	257,001	282,735	136.9	110.0	74,111		111.9
112.3 114.2	-	44,663	50,043	-	112.0	51,966		78.5
118.9 118.0	68,919	81,130	94,632	117.7	116.6	55,572		83.9
128.7 117.5	64,381	77,898	90,086	121.0	115.6	48,870		73.8
127.2 -	50,092	64,881	75,397	129.5	116.2	59,705		90.1
131.6 120.2	41,211	48,131	57,111	116.8	118.7	51,651		78.0
125.6 113.5	51,197	64,468	72,681	125.9	112.7	49,695		75.0
121.4 115.5	4,353,197	5,027,291	5,858,105	115.5	116.5	67,581		100.0

第二表 県民個人所得

区分 県別	個人所得					
	総額	勤労所得	個人業主所得	個人賃貸料所得	個人利子所得	個人配当所得
1北海道	317,954	172,983	117,536	3,152	3,230	1,396
2青森県	63,363	24,226	34,733	928	789	125
3岩手県	64,085	26,930	31,537	2,114	1,042	125
4宮城県	81,388	34,784	37,929	3,552	1,571	323
5秋田県	67,037	25,801	36,182	1,182	666	167
6山形県	70,262	21,384	43,055	731	1,269	273
7福島県	102,398	40,612	52,477	3,597	1,164	294
8新潟県	130,820	48,772	70,665	1,747	1,757	555
9茨城県	-	-	-	-	-	-
10栃木県	75,469	29,494	40,779	2,331	797	479
11群馬県	-	-	-	-	-	-
12埼玉県	-	-	-	-	-	-
13千葉県	112,601	45,998	60,595	1,888	1,334	727
14東京都	678,502	420,510	167,573	17,499	22,676	28,974
15神奈川県	219,811	153,767	45,501	7,833	1,830	1,963
16山梨県	40,669	13,389	25,039	560	421	93
17長野県	97,850	37,804	52,525	2,097	1,105	564
18静岡県	176,412	59,644	108,611	1,342	1,761	1,520
19富山県	61,056	27,728	27,504	920	998	488
20石川県	-	-	-	-	-	-
21岐阜県	79,998	36,554	36,588	1,328	1,810	504
22愛知県	282,011	133,725	114,015	8,865	10,839	3,552
23三重県	84,980	37,659	40,408	1,866	1,315	998
24福井県	41,055	16,167	21,788	835	1,055	143
25滋賀県	47,531	20,597	23,455	675	595	102
26京都府	-	-	-	-	-	-
27大阪府	403,112	228,162	127,944	16,056	5,598	11,329
28兵庫県	297,696	152,498	123,021	4,297	5,719	3,980
29奈良県	42,076	19,053	20,155	867	1,036	64
30和歌県	-	-	-	-	-	-
31鳥取県	-	-	-	-	-	-
32島根県	48,673	19,264	24,670	1,313	912	226
33岡山県	-	-	-	-	-	-
34広島県	-	-	-	-	-	-
35山口県	-	-	-	-	-	-
36徳島県	43,738	16,226	23,063	551	729	150
37香川県	63,873	23,841	36,080	948	1,058	237
38愛媛県	87,937	34,482	46,272	2,553	1,351	329
39高知県	45,102	15,768	25,154	564	1,052	174
40福岡県	271,875	172,490	72,935	5,614	4,930	2,698
41佐賀県	50,224	19,060	25,325	1,582	1,508	290
42長崎県	94,120	51,474	33,950	1,731	1,811	173
43熊本県	90,935	37,614	46,910	2,211	1,066	75
44大分県	-	-	-	-	-	-
45宮崎県	57,814	23,011	28,956	1,978	1,314	175
46鹿児島県	74,020	22,869	43,385	1,975	1,191	254

※県外からの仕送金を含む。

と個人支出(昭和28年)

(単位 100万円)

振替所得	個人支出				
	総額	消費支出	個人税	個人貯蓄	統計上のそご
19,652	317,950	242,190	36,770	38,990	
2,561	63,363	53,541	2,505	7,316	
2,337	-	-	-	-	
3,229	81,388	67,606	6,656	7,126	
3,039	67,037	54,867	2,892	9,278	
3,550	-	-	-	-	
4,254	102,398	81,402	4,544	16,452	
7,324	130,820	105,174	9,186	16,460	
-	-	-	-	-	
1,588	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	
2,059	112,601	99,121	5,993	9,782	△ 2,294
21,269	-	-	-	-	
8,917	-	-	-	-	
1,167	-	-	-	-	
3,755	-	-	-	-	
3,534	-	-	-	-	
3,418	61,056	47,756	5,243	3,052	
-	-	-	-	-	
3,215	79,998	60,687	4,494	14,817	
11,016	282,011	186,025	25,380	69,606	
2,735	84,980	61,272	6,357	17,351	
1,067	41,055	29,187	2,189	9,678	
2,107	47,531	38,761	2,253	6,517	
14,023	403,112	250,413	52,656	100,043	
8,181	297,696	203,592	24,106	69,997	
902	43,873	36,393	2,446	5,034	
-	-	-	-	-	
2,287	48,673	38,772	2,180	7,410	311
-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	
3,020	43,738	38,362	2,788	2,588	
1,709	63,873	45,678	3,126	15,069	
2,949	87,937	69,854	3,917	14,166	
2,390	45,102	37,915	1,928	5,259	
13,208	271,875	195,937	34,782	41,156	
2,458	52,186	42,122	3,534	6,532	
4,981	94,120	73,664	5,586	14,870	
3,059	90,935	74,549	4,090	12,293	
2,380	57,814	41,590	3,054	13,170	
※ 4,345	74,020	61,559	3,841	※ 8,620	

第三表 県民個人所得と個人支出の構成比(昭和28年)

区分 県別	個人所得				
	総額	勤労所得	個人業主得	個人賃貸料得	個人利子得
1北海道	100.0	54.4	37.0	1.0	1.0
2青森	100.0	38.2	54.8	1.5	1.2
3岩手	100.0	42.0	49.3	3.3	1.6
4宮城	100.0	42.7	46.6	4.4	1.9
5秋田	100.0	38.5	54.0	1.8	1.0
6山形	-	-	-	-	-
7福島	100.0	39.7	51.3	3.5	1.1
8新潟	100.0	37.4	54.0	1.3	1.3
9茨城	-	-	-	-	-
10栃木	100.0	39.1	54.0	3.1	1.1
11群馬	-	-	-	-	-
12埼玉	-	-	-	-	-
13千葉	100.0	40.8	53.8	1.7	1.2
14東京	100.0	62.0	24.7	2.6	3.3
15神奈川	100.0	69.9	20.7	3.6	0.8
16山梨	100.0	32.9	61.6	1.4	1.0
17長野	100.0	38.7	53.7	2.1	1.1
18静岡	100.0	33.8	61.5	0.8	1.0
19富山	100.0	45.4	45.0	1.5	1.6
20石川	-	-	-	-	-
21岐阜	100.0	45.7	45.7	1.7	2.3
22愛知	100.0	47.4	40.4	3.1	3.9
23三重	100.0	44.3	47.5	2.2	1.6
24滋賀	100.0	39.4	53.1	2.0	2.6
25京都	100.0	43.3	49.3	1.4	1.3
26京阪神	-	-	-	-	-
27大阪	100.0	53.4	35.4	4.0	1.2
28兵庫	100.0	51.2	41.3	1.5	1.9
29奈良	100.0	45.3	47.9	2.1	2.4
30和歌	-	-	-	-	-
31鳥取	-	-	-	-	-
32島根	100.0	39.5	50.7	2.7	1.9
33岡山	-	-	-	-	-
34広島	-	-	-	-	-
35山口	-	-	-	-	-
36徳島	100.0	37.1	52.7	1.3	1.7
37香川	100.0	37.3	56.5	1.5	1.6
38愛媛	100.0	39.2	52.6	2.9	1.5
39高知	100.0	35.0	55.8	1.2	2.3
40福岡	100.0	63.4	26.8	2.1	1.8
41佐賀	100.0	38.0	50.5	3.2	3.0
42長崎	100.0	54.7	36.1	1.8	1.9
43熊本	100.0	41.4	51.5	2.4	1.2
44大分	-	-	-	-	-
45宮崎	100.0	39.8	50.1	3.4	2.3
46鹿児島	100.0	30.8	58.7	2.7	1.6

個人支出の構成比(昭和28年)

個人配当得	個人支出				
	総額	消費支出	個人税	個人貯蓄	統計上の
0.4	6.2	100.0	76.2	11.6	12.2
0.2	4.1	100.0	84.5	4.0	11.5
0.2	3.6	-	-	-	-
0.4	4.0	100.0	83.0	8.2	8.8
0.2	4.5	100.0	81.9	4.3	13.8
0.3	4.2	100.0	79.5	4.4	16.1
0.4	5.6	100.0	80.5	7.0	12.5
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
0.6	2.1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
0.7	1.8	100.0	88.0	5.3	8.7
4.3	3.1	-	-	-	-
0.9	4.1	-	-	-	-
0.2	2.9	-	-	-	-
0.5	3.9	-	-	-	-
0.9	2.0	-	-	-	-
0.8	5.6	100.0	78.2	8.6	13.2
-	-	-	-	-	-
0.6	4.0	100.0	75.9	5.6	18.5
1.3	3.9	100.0	65.9	9.4	24.7
1.2	3.2	100.0	72.1	7.5	20.4
0.3	2.6	100.0	71.1	5.3	23.6
0.2	4.4	100.0	81.5	4.7	13.7
-	-	-	-	-	-
2.2	3.8	100.0	62.1	13.1	24.8
1.3	2.8	100.0	68.4	8.1	23.5
0.2	2.1	100.0	83.0	5.6	11.4
-	-	-	-	-	-
0.5	4.7	100.0	79.7	4.5	15.2
-	-	-	-	-	0.6
0.3	6.9	100.0	87.7	6.4	5.9
0.4	2.7	100.0	71.5	4.9	23.6
0.4	3.4	100.0	79.4	4.5	16.1
0.4	5.3	100.0	84.0	4.3	11.7
1.0	4.9	100.0	72.1	12.8	15.1
0.4	4.9	100.0	80.7	6.8	12.5
0.2	5.3	100.0	78.3	5.9	15.8
0.1	3.4	100.0	82.0	4.5	13.5
0.3	4.1	100.0	71.9	5.3	22.8
0.3	5.9	100.0	83.2	5.2	11.6

第四表 県内生産

区分 県別	総額	(単位 100万円)					
		第一次産業			第二次産業		
		計	内農業	内水産業	計	内製造業	
1北海道	331,928	81,008	46,960	17,537	98,829	46,700	
2青森県	66,759	26,978	21,103	2,815	10,660	6,335	
3岩手県	66,508	26,927	17,106	2,622	14,730	9,226	
4宮城県	83,020	29,754	23,184	3,926	13,873	9,187	
5秋田県	70,844	29,241	21,479	515	18,427	10,386	
6山形県	72,691	30,211	26,858	336	15,469	9,316	
7福島県	106,659	34,749	24,710	1,277	29,470	15,731	
8新潟県	-	-	-	-	-	-	
9長野県	-	-	-	-	-	-	
10岐阜県	-	-	-	-	-	-	
11群馬県	-	-	-	-	-	-	
12埼玉県	-	-	-	-	-	-	
13千葉県	103,651	40,918	35,796	4,158	20,336	15,933	
14東京都	-	-	-	-	-	-	
15神奈川県	-	-	-	-	-	-	
16山梨県	-	-	-	-	-	-	
17長崎県	-	-	-	-	-	-	
18佐賀県	-	-	-	-	-	-	
19福岡県	69,969	12,371	10,311	1,135	27,267	21,861	
20石川県	-	-	-	-	-	-	
21岐阜県	82,570	17,717	13,430	380	30,403	22,170	
22愛知県	311,156	32,218	26,687	1,862	132,871	120,618	
23三重県	102,377	25,102	15,339	4,430	43,190	36,353	
24滋賀県	41,521	11,679	8,160	917	11,643	8,857	
25京都府	48,109	13,893	12,197	152	16,358	14,312	
26大阪府	-	-	-	-	-	-	
27兵庫県	335,046	28,651	22,853	1,840	139,042	128,346	
28奈良県	40,726	9,643	7,088	255	9,771	6,928	
29和歌県	-	-	-	-	-	-	
30鳥取県	33,012	14,087	9,304	1,047	6,555	4,148	
31島根県	-	-	-	-	-	-	
32岡山県	-	-	-	-	-	-	
33広島県	-	-	-	-	-	-	
34山口県	-	-	-	-	-	-	
35徳島県	44,154	14,236	10,333	1,163	9,366	7,118	
36香川県	69,621	17,357	15,091	1,741	21,144	18,265	
37愛媛県	92,949	26,776	17,312	3,180	28,161	23,903	
38高知県	51,922	21,745	9,864	2,077	9,325	6,179	
39福井県	307,170	35,788	23,335	4,509	144,036	89,679	
40滋賀県	52,062	18,687	15,739	1,349	14,900	5,340	
41佐賀県	95,079	23,752	11,870	9,199	30,222	13,673	
42長崎県	91,857	34,279	26,737	2,321	18,959	14,204	
43熊本県	75,909	24,630	14,247	1,748	13,893	10,115	
44大分県	66,572	27,114	39,882	920	14,876	13,199	
45宮崎県	71,683	35,074	26,985	2,713	10,141	7,281	

所得 (昭和28年)

区分 県別	総額	構成比		
		第三次産業	第一次産業	第二次産業
1北海道	152,091	49,551	40,154	20,354
2青森県	29,122	9,769	7,106	3,556
3岩手県	24,851	6,292	6,822	3,031
4宮城県	39,394	11,156	9,810	7,218
5秋田県	23,176	7,400	6,027	2,872
6山形県	27,011	10,401	6,912	3,190
7福島県	42,440	13,917	12,083	3,012
8新潟県	-	-	-	-
9長野県	-	-	-	-
10岐阜県	-	-	-	-
11群馬県	-	-	-	-
12埼玉県	-	-	-	-
13千葉県	47,396	17,672	13,855	5,686
14東京都	-	-	-	-
15神奈川県	-	-	-	-
16山梨県	-	-	-	-
17長崎県	-	-	-	-
18佐賀県	-	-	-	-
19福岡県	-	-	-	-
20石川県	30,331	10,053	6,891	2,336
21岐阜県	-	-	-	-
22愛知県	34,450	13,209	8,108	3,749
23三重県	146,067	62,843	36,172	8,348
24滋賀県	34,085	11,342	9,890	3,516
25京都府	18,199	5,927	4,047	1,991
26大阪府	17,859	6,687	5,240	2,363
27大分県	-	-	-	-
28兵庫県	-	-	-	-
29奈良県	167,353	66,096	38,677	13,946
30和歌県	21,312	6,690	6,443	1,899
31鳥取県	-	-	-	-
32島根県	12,370	2,846	3,168	2,227
33岡山県	-	-	-	-
34広島県	-	-	-	-
35山口県	-	-	-	-
36徳島県	20,552	7,581	6,410	2,291
37香川県	31,121	11,608	9,166	2,917
38愛媛県	38,012	12,699	10,898	3,583
39高知県	20,851	7,279	5,240	2,844
40福井県	127,346	39,087	26,754	14,951
41佐賀県	-	-	-	-
42長崎県	18,475	4,144	6,331	2,729
43熊本県	41,105	12,682	12,332	6,312
44大分県	38,619	11,181	12,064	5,949
45宮崎県	37,336	12,464	10,643	3,625
46鹿児島県	24,583	8,252	5,935	2,568
	26,467	9,450	5,915	4,057

第五表 縣民分

区分 県別	(単位 100万円)						
	総額	労働所得	個人業主所得	個人賃貸所得	個人利子所得	法人所得	官公事業所得
1北海道	319,144	184,721	117,536	3,152	3,230	10,506	-
2青森県	63,187	25,605	34,733	928	789	1,123	10
3岩手県	63,795	28,272	31,537	2,114	1,042	830	0
4宮城県	82,528	36,174	37,929	3,552	1,571	2,717	584
5秋田県	66,380	26,884	36,182	1,182	666	1,445	20
6山形県	69,092	22,537	43,055	731	1,269	1,487	13
7福島県	102,439	42,845	52,477	3,597	1,164	1,790	566
8新潟県	130,930	51,311	70,665	1,747	1,757	5,192	258
9茨城県	-	-	-	-	-	-	-
10栃木県	-	-	-	-	-	-	-
11群馬県	-	-	-	-	-	-	-
12埼玉県	-	-	-	-	-	-	-
13千葉県	113,979	47,248	60,594	1,888	1,334	2,389	526
14東京都	787,446	442,033	167,573	17,499	22,676	137,440	224
15神奈川県	231,850	161,225	45,501	7,833	1,830	14,783	678
16山梨県	-	-	-	-	-	-	-
17長野県	97,528	39,123	52,525	2,097	1,105	2,549	129
18静岡県	-	-	-	-	-	-	-
19富山県	60,647	29,078	27,504	920	998	2,147	-
20石川県	-	-	-	-	-	-	-
21岐阜県	80,566	38,377	36,588	1,328	1,810	2,453	10
22愛知県	297,180	140,610	114,015	8,865	10,839	22,591	261
23三重県	102,377	39,246	40,408	1,866	1,315	19,542	-
24福井県	41,329	16,498	21,788	835	1,055	1,143	10
25滋賀県	47,349	21,648	23,455	675	595	962	14
26京都府	-	-	-	-	-	-	-
27大阪府	461,325	239,910	127,944	16,056	5,598	71,201	616
28兵庫県	325,531	157,280	123,021	4,297	5,719	34,807	406
29奈良県	43,075	19,674	20,155	867	1,036	1,343	-
30和歌県	-	-	-	-	-	-	-
31鳥取県	30,570	13,535	15,166	811	438	613	7
32島根県	48,091	20,032	24,670	1,313	912	1,157	6
33広島県	-	-	-	-	-	-	-
34山口県	-	-	-	-	-	-	-
35山陰	-	-	-	-	-	-	-
36徳島県	42,813	16,954	23,063	551	729	1,498	19
37香川県	64,090	24,736	36,080	948	1,058	1,190	78
38愛媛県	87,828	35,658	46,272	2,553	1,351	1,927	66
39高知県	44,239	16,507	25,154	564	1,052	949	12
40福岡県	282,735	182,716	72,935	5,614	4,930	15,833	707
41佐賀県	50,043	19,561	25,325	1,582	1,508	1,987	80
42長崎県	94,632	54,247	33,950	1,731	1,811	2,548	345
43熊本県	90,086	38,119	46,910	2,211	1,066	1,737	42
44大分県	75,397	26,965	42,986	2,630	1,125	1,586	105
45宮崎県	57,111	23,011	28,956	1,978	1,314	1,798	54
46鹿児島県	72,681	24,054	43,385	1,975	1,191	1,311	※ 766

配 所 得 (昭和28年)

構成比							備考
総額	労働所得	個人業主所得	個人賃貸所得	個人利所得	法人所得	官公事業所得	
100.0	57.9	36.8	1.0	1.0	3.3	-	
100.0	40.5	54.9	1.5	1.2	1.9	0	
100.0	44.3	49.4	3.3	1.6	1.3	0	
100.0	43.8	46.0	4.3	1.9	3.3	0.7	
100.0	40.5	54.5	1.8	1.0	2.2	0	
100.0	32.6	62.3	1.1	1.8	2.2	0	
100.0	41.8	51.2	3.5	1.1	1.8	0.6	
100.0	39.3	54.0	1.3	1.4	3.9	0.1	
-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	
100.0	41.4	53.2	1.6	1.2	2.1	0.5	
100.0	56.1	21.3	2.2	2.9	17.5	0	
100.0	69.5	19.6	3.4	0.8	6.4	0.3	
-	-	-	-	-	-	-	
100.0	40.1	53.9	2.2	1.1	2.6	0.1	
-	-	-	-	-	-	-	
100.0	48.0	45.4	1.5	1.6	3.5	-	
-	-	-	-	-	-	-	
100.0	47.6	45.4	1.7	2.3	3.0	0	
100.0	47.3	38.4	3.0	3.6	7.6	0.1	年度
100.0	38.3	39.5	1.8	1.3	19.1	-	年度
100.0	39.9	52.7	2.0	2.6	2.8	0	年度
100.0	45.7	49.5	1.4	1.3	2.0	0	年度
-	-	-	-	-	-	-	
100.0	52.0	27.7	3.5	1.2	15.5	0.1	
100.0	48.3	37.8	1.3	1.8	10.7	0.1	簡易推計年度
100.0	45.7	46.8	2.0	2.4	3.1	-	年度
-	-	-	-	-	-	-	
100.0	44.3	49.6	2.7	1.4	2.0	0	
100.0	41.7	51.3	2.7	1.9	2.4	0	年度
-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	
100.0	39.6	53.9	1.3	1.7	3.5	0	年度
100.0	38.6	56.3	1.5	1.7	1.9	0	年度
100.0	40.6	52.7	2.9	1.5	2.2	0.1	
100.0	37.3	56.9	1.3	2.4	2.1	0	
100.0	64.6	25.8	2.0	1.7	5.6	0.3	年度
100.0	39.1	50.6	3.2	3.0	4.0	0.1	
100.0	57.3	35.9	1.8	1.9	2.7	0.4	
100.0	42.3	52.1	2.5	1.2	1.9	0	
100.0	35.8	57.0	3.5	1.5	2.1	0.1	
100.0	40.3	50.7	3.5	2.3	3.1	0.1	
100.0	33.1	59.8	2.7	1.6	1.8	1.0	※県外の純所得を含む

別表

各系列別県民所得推計実施状況

	1 県内生産 所 得				2 県民個人所得				3 県民分配所得				4 県民個人支出				
	25 年	26 年	27 年	28 年	25 年	26 年	27 年	28 年	25 年	26 年	27 年	28 年	25 年	26 年	27 年	28 年	
東北 プロック	1 北海道	x	x	x	○	x	○	○	○	○	○	○	x	x	○	○	
	2 青森	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 岩手	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	○	○	
	4 宮城	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	5 秋田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	6 山形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	7 福島	x	x	△	○	x	x	x	○	○	○	x	x	○	○	○	
	8 新潟	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	x	x	○	○	○	
関東甲信 静 ブロック	9 茨城	x	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	10 栃木	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	11 群馬	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	12 埼玉	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	13 千葉	○	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	
	14 東京	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	15 神奈川	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	16 山梨	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
東海 プロック	17 長野	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	
	18 静岡	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	19 富山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	20 石川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	21 福井	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	22 愛知	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	23 三重	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	24 福井	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
近畿 ブロック	25滋賀	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	26 京都	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	27 大阪	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	28 兵庫	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	29 奈良	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	30 和歌山	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	31 鳥取	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	32 島根	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
中国 ブロック	33 関西	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	34 広島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	35 山口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	36 徳島	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	37 香川	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	38 愛媛	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	39 高知	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	40 鹿児島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
九州 ブロック	41 佐賀	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	42 長崎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	43 熊本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	44 宮崎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	45 大分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	46 鹿児島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	合計	○推計完了	26	28	28	28	29	36	40	37	22	34	35	34	22	26	31
		△推計実施中	0	0	1	5	0	0	2	5	0	0	9	4	0	0	1
		×推計セズ	16	16	13	12	14	7	3	1	21	11	1	7	22	19	13
		不 ^明	4	2	4	1	3	3	1	3	3	1	1	2	1	1	2

付録 3. 世界各国の国民所得と支出 はしがき

本資料は、国際連合統計局によつて編さんされた “Statistics of National Income and Expenditure”(Statistical Papers, series H No.7, March 1955; 但し、第一表その3は同シリーズ H No.4) からおもな国についての計数を抄録したものである。

最近わが国の国民所得統計に対する関心が高まるとともにその利用に際して諸外国における同統計についての照会が増加してきたので、その利用に供するためここに付録としてかかげた。